



独立行政法人国立病院機構柳井医療センター

療養介護サービス  
指定発達支援医療機関（医療型障害児入所支援）

## 利用のご案内

- 1 柳井医療センターにおける障害福祉サービス
- 2 生活スケジュール
- 3 日中活動（療育）
- 4 利用に係る費用
- 5 障害福祉サービス受給者証等の申請
- 6 病院との契約、個別支援計画
- 7 成年後見制度の利用

### 《問い合わせ先》

独立行政法人国立病院機構 柳井医療センター

〒742-1352 山口県柳井市伊保庄95

TEL (0820) 27-0211

FAX (0820) 27-1003

ダイレクトイン (0820) 27-0031

療育指導室（内線566）



## 1 柳井医療センターにおける障害福祉サービス

当院の診療の柱は政策医療である重症心身障害児(者)の療養介護事業(76床)と一般医療(204床 神経難病疾患、消化器病疾患、腎臓機能不全疾患を中心)からなっています。

当院は、医療機関としての役割に加えて、障害者総合支援法に基づく『療養介護サービス』と児童福祉法に基づく『指定発達支援医療機関(医療型障害児入所支援)』を一体的に運営している機関です。利用対象としては、主に重症心身障害児(者)としています。重症心身障害児(者)とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由を併せ持つ方です。

「医療・看護・療育・リハビリ」など多職種連携のもと医療と福祉サービスを提供しています。

## 2 生活スケジュール

### 1 階病棟

6:30	起床
7:00	朝食
8:00	洗面・口腔ケア
9:00	検温
9:30	入浴(週2回)
11:30	昼食・口腔ケア
14:00	おやつ
17:00	夕食
	口腔ケア
21:00	消灯

### 2 階病棟

6:30	起床
	洗面
9:00	検温
10:30	注入
11:00	口腔ケア
13:30	入浴(週2回)
14:30	注入
16:30	口腔ケア
17:30	注入
21:00	消灯

※療育、機能訓練を適宜実施しています。

※ご本人の状況等により、生活スケジュールが異なりますのでご了承下さい。  
オムツ交換は適宜おこないます。

○学齢児の方は、山口県立田布施総合支援学校の訪問教育を受けることができます。

## 3 日中活動(療育)

ご本人のニーズを把握していき、「遊び」と「やすらぎ」、「寄り添う」支援を目指し取り組んでいます。  
(個別療育・病棟療育・グループ療育等についての年間計画をたてます)  
その他、「外出行事」や「季節の行事」を実施しています。

☆季節の行事例(年間)

5月:春の行事    7月:夏の行事    10月:還暦お祝い会  
12月:冬の行事    1月:成人式



## 4 利用に係る費用

ご本人に負担していただく費用:医療費・福祉サービス費・食費の一部と日用品費  
負担額:ご本人の収入状況により異なります。

ご不明な場合は、各市町村、子ども家庭センター・児童相談所にお問い合わせください。

\*小児特定疾患医療受給者証・特定疾患医療受給者証は利用できません(他科受診の場合は利用可能)

日用品費:内訳は、洗面・入浴用具代、おむつ代、洗濯代、口腔衛生用品、衛生用品などになります。

ご希望の方を対象として、衣類代、散髪代、インフルエンザなどのワクチン代があります。

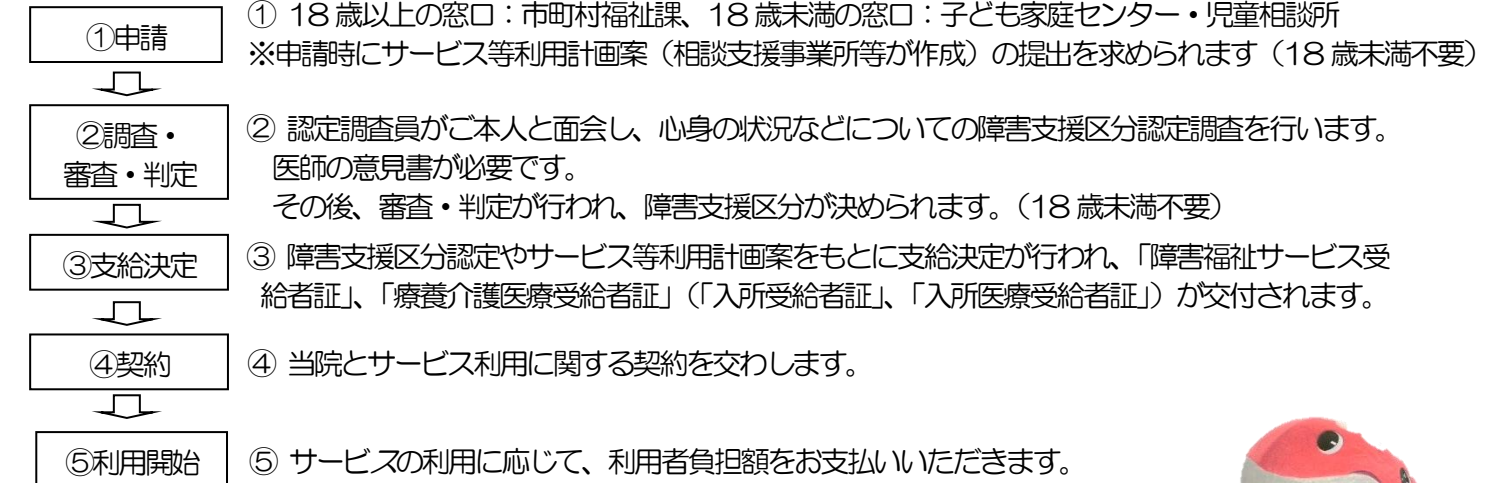
## 5 障害福祉サービス受給者証等の申請

当院へ入所される場合には、各種受給者証の交付を受けていただく必要があります。

18歳以上の方:利用サービスの種類は『療養介護サービス』といえます。利用していただくためには、「障害福祉サービス受給者証」「療養介護医療受給者証」の交付を受けていただくことが必要です(申請窓口:各市町村)。

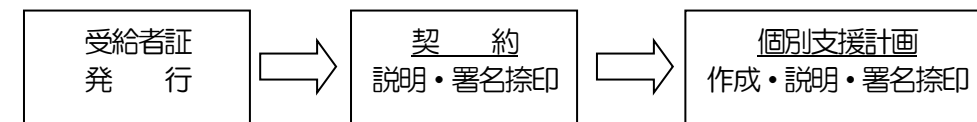
18歳未満の方:利用サービスの種類は『指定発達支援医療機関(医療型障害児入所支援)』といえます。「入所受給者証」「入所医療受給者証」の交付を受けていただくことが必要です(申請窓口:子ども家庭センター・児童相談所)。

～申請の流れ～



## 6 病院との契約、個別支援計画

～契約の流れ～



- ① 受給者証の交付。
- ② 契約内容をご説明します。病院と本人又は成年後見人、保護者(ご本人が18歳未満の場合)で契約を結びます。利用契約書・重要事項説明書の説明に同意され、それぞれに署名、捺印することにより契約が成立します。
- ③ 個別支援計画の説明をします。個別支援計画作成にあたり、ご本人や成年後見人、保護者に要望をお聞きしたり、質問をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

## 7 成年後見制度の利用

意思疎通が難しい方・契約行為が難しい方には、ご本人の権利・利益を守るためにも成年後見制度の利用をお願いしています(ご本人が18歳以上の場合)。

成年後見制度とは、民法を基本とした制度です。判断能力が十分でない方のために、家庭裁判所が選任した代理人(成年後見人等)が活動を行うことで、ご本人が安心して生活を送れるよう支援する制度です。

